

平成 30 年 4 月 3 日

会 員 各 位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

消費税の軽減税率制度消費税の軽減税率制度について —国土交通省・国税庁・中小企業庁からのお知らせ—

平成31年（2019年）10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されます。これを踏まえ、平成30年2月26日付で、国土交通省、国税庁及び中小企業庁から、消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

なお、軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員各位におかれましては、制度内容をご理解のうえ、事前の準備をお願いいたします。

記

1. 軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト
 - (1) 特集—消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html
 - (2) 消費税の軽減税率制度について（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
 - (3) 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）
<http://kzt-hojo.jp/>
2. 軽減税率制度に係る説明会・相談窓口
 - (1) 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>
 - (2) 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
 - ① 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
0 5 7 0 - 0 3 0 - 4 5 6（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
 - ② 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）

(3) レジ導入・システム改修等の支援に関する相談

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】

0570-081-222 (ナビダイヤル)

03-6627-1317 (IP電話用)

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

(4) 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ

- 消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】

0570-200-123 (ナビダイヤル)

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

以上